

所沢市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、所沢市犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。
- (2) 重傷病 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第2条第5項に規定する重傷病をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び次に掲げるやむを得ない事由により市内に居所を有することとなった者をいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力（同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を含む。以下「配偶者からの暴力」という。）を受け、当該配偶者からの暴力を避けるため、市内に一時的に居所を定めたこと。

イ 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火事若しくは爆発により住居が滅失し、又は著しく損傷したことにより、市内に一時的に居所を定めたこと。

ウ その他市長がやむを得ないと認める事由

(見舞金の種類及び金額)

第3条 条例第8条に規定する見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の遺族見舞金の額から既に支給した重傷病見舞金の額

を控除して得た額とする。

(見舞金の支給対象者等)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 警察に被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為により死亡した者であつて、当該犯罪行為が行われた時において市民であつたもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条第3項の規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 警察に被害が認知され、かつ、当該認知の事実を警察への照会等により市長が確認できる犯罪行為により重傷病を負った者で、当該犯罪行為が行われた時から第7条第1項の規定により重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市民であつたもの（以下「重傷病被害者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、他の市区町村から見舞金と同様の給付を受けた者又は受けることができる者は、見舞金の支給を受けることができない。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第7条第1項第1号オにおいて同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡時胎児であつた子が、その後出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子と、その他のときは同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 第1項の規定にかかわらず、死亡被害者を故意に死亡させ、又は当該死亡被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

5 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請及び受領についての代表者に選任しなければならない。

(見舞金の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われたときにおいて、犯罪行為被害者（死亡被害者及び重傷病被害者をいう。以下同じ。）（18歳未満であったものを除く。）又は第1順位遺族（18歳以上であった者（第1順位遺族が2人以上ある場合にあっては、その全てが18歳以上であったときのいずれかの者）に限る。）と加害者の間に次のいずれかに該当する関係があったとき。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）

ウ 3親等内の親族（イに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪行為による被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は^{ほう}幫助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次の各号のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 犯罪行為被害者又は第1順位遺族が、所沢市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者並びにこれらの者及び同条例第2条第1号に規

定する暴力団と不適切な関係を有する者であったこと。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

(見舞金の支給申請)

第7条 見舞金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、所沢市犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証明する住民票の除票の写しその他地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者の氏名、生年月日及び死亡被害者との続柄を証明する戸籍謄本その他地方公共団体の長が発行する証明書

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明する書類

オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

カ 申請者が第5条第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

キ 第1順位遺族が2人以上あるときは、遺族見舞金代表者選任届（様式第2号）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 次に掲げる書類

ア 申請者が負った負傷又は疾病が重傷病に該当することを証明できる医師又は歯科医師の診断書

イ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで、申請者が市民であったことを証明する住民票の写しその他地方公共団体の長が発行する証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

2 申請者がやむを得ない理由により見舞金の申請手続きができないときは、当該申請者に代わってその親族等が申請手続きをすることができる。

(見舞金の申請期限)

第8条 前条の規定による見舞金の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときはすることができない。ただし、当該期間を経過する前に申請をすることができなかつたことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(見舞金の支給決定)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定したときは、所沢市犯罪被害者等見舞金支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(見舞金に係る調査等)

第10条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等(条例第2条第6号の関係機関等をいう。)に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。見舞金の支給の決定後においても同様とする。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 支給の決定後に第6条の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 前項の規定により見舞金の支給決定を取り消された者は、当該見舞金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。